

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関する面談(2)

2. 日時

令和2年10月2日(金) 15時00分～16時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

熊谷総括監視指導官

原子燃料工業株式会社

熊取事業所担当部長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1: 保安規定変更申請(検査制度の見直し)コメント対応整理表

資料2: 品質マネジメントシステムに係る許可との整合性について

資料3: 加工施設における保安規定の審査基準との整合性について

資料4: 保全区域の選定の考え方

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それ原子力規制庁のタケダです。
0:00:04	それではただいまより原子燃料工業株式会社熊取事業所との面談を開始します。
0:00:12	本日の議題は令和2年4月31日付で申請があった加工の事業に関わる保安規定変更認可申請について、事業者資料をもとに面談を行うものになります。
0:00:26	本日の面談資料は、四つ提出いただいております、H20101711201041H20105-1H20107になります。
0:00:42	前回の面談で、2ですかこれじゃ内容踏まえてリバイスされた資料を追加された資料になると思いますが、
0:00:51	本日の議題としましては、
0:00:54	審査会合ですとか前回の9月17日の面談で、規制庁側からコメントした内容について、回答対応を面談資料をもとに説明を受けます。
0:01:07	そのあと規制庁側から加工事業変更許可申請書への適合、制度改正の反映その他記載の適正化とかっていう観点からリスク確認を行っていきます。
0:01:21	では資料の説明の方をお願いしたいと思いますが、最初に、保全区域選定の考え方。
0:01:30	からご説明をお願いいたします。
0:01:37	それでは原子燃料工業熊取のクロイシでございますが、ご案内いただきました通り
0:01:45	資料番号指摘20105-1ということで、
0:01:50	前回の面談で提示させていただきます資料保全区域の選定の考え方につきまして、いただきましたコメントを踏まえてですね、見直しをしたものでございます。
0:02:01	前回昨年させていただいたものを保全のために
0:02:08	特に管理を必要とする場所という観点で、ハードウェアを中心に管理区域外にある場所について選定していたその考え方はご理解いただいたとはいえ、コメントいただきました内容。
0:02:23	管理区域内の機能が一部管理組合にあって、その海丘列の中からサポートという観点で厳冬を超えたらどうかというコメントでございました。
0:02:35	それを基きまして、もう一度見直しましてですね、前回ご説明させていただきましたように、
0:02:44	決定していた場所に加えて、
0:02:47	ここで、そうですね資料の1枚目の中段あたりに書いてございます。

0:02:53	この観点で放射線監視盤であるとか、自動火災報知機受振盤であるとか、通信連絡設備、これらが該当するのかなというところと、場所周辺監視区域の管理区域の外という意味では場所を考えて、
0:03:09	追加発生いただきました。
0:03:12	これはめくっていただいた中項目め。
0:03:15	結果としましてここに書いてございます。
0:03:19	建物の場所ですね、書いてございます場所を第2列であるとか、第1事務所であるとか、
0:03:28	W1 出入管理室といったような場所ですね、それから、直接話もサポートに給電するとか或いはそういうようなことはないんですけども、
0:03:38	そして保安灯事務等といった建物はいろんな一般的な作業する場所でもあるんですけどもその中で該当する場所というのを、
0:03:48	を選定してございまして、具体的には今後補正させていただきます。
0:03:53	一定の申請書の中で文の中で明示させていただくことを考えておりますけれども、
0:03:59	これらを保全区域としたいというふうに考えてございます。こんな形で補正の申請書を考え出すだろうかというところでございます。
0:04:10	続きまして、資料で言いますと、H-O20107、
0:04:19	はい原子力規制庁永井ですと、保全区域の考え方についてだけ先にまず一つ確認していきたいと思うんですけどよろしいですか。
0:04:31	はい、お願いいたします。
0:04:33	規制庁ナガイです。今の御説明についてですね、資料で幾つか確認確認ですけども、
0:04:40	そうすると結論として、
0:04:42	2 ページ資料 2 ページ目の、以上から、保全区域としてということで、その第2加工棟云々というのは、
0:04:52	第2 出入管理室と二つと並列になって、2 行目の最後に括弧 2 ヶ所、及びその加工施設への電源供給のための非常用設備 2 台を設置する場所 2 ヶ所。
0:05:07	を選定するって書いてあるんですけど。
0:05:10	こここの 2 ヶ所っていうのは、結局どこを指して言ってるんでしょうか。
0:05:16	それぞれが一つ。それからその続きにですね、選定に関する設置場所、設置名称について、同時活動を示すと書いてあるんですけど、要はここが、
0:05:30	保全区域だと言ったのがこの、
0:05:33	全部書いてあるのは、当然これを追加して、

0:05:37	この下の表は全部保全区域だという趣旨なのかちょっとその辺が不明確になって、
0:05:43	説明していただけますでしょうか。
0:05:48	ヨシムラした原子燃料工業クロイシでございます。
0:05:52	少し資料のつくりがわかりにくい部分で申し訳ございませんでしたの応答で補足させていただきます。表の中で下線部、太字で示しておりますものがこの表全体はですね
0:06:08	許可申請書の中の安全機能を有する施設。
0:06:11	の中で、周辺監視区域に関係するような場所ですね、
0:06:16	管理区域のものは当たりませんのでそれ以外のものをピックアップしたものでございます。
0:06:22	例えば一番
0:06:27	最初に出てきます第2加工棟或いは第1廃棄物貯蔵棟に放射線監視盤ができない施設としてございます。これの
0:06:37	設置している場所というのはあるとろくな場所ということになりますので、それが、
0:06:43	文章と以上からというところで、どれに該当するかといいますと、
0:06:49	第2加工棟と第2会議室であったり、第1加工／失礼しました。
0:06:54	第1廃棄物処理棟Wアメリカン室であったりいたします。
0:06:59	こういうことで必ずしも
0:07:02	網の中でズバッと
0:07:05	保全区域を土必ずしもチャープ示していない場合がありますけれどもこういうふうな表の中から、
0:07:13	保全区域に該当するものをピックアップしたものが、以上から本米を選定するということまでに入ったというようなことでございます。
0:07:25	それから、ご質問いただきましたマル括弧で2ヶ所と書いてるのがわかりにくいということですので、これにつきましても、
0:07:33	補足させていただきます。
0:07:35	一つ目に出て参りますものは鍵括弧でファン及び事務棟の該当する場所と、
0:07:41	いうことでこれだと場所が幾つあるのかわかりませんので、半島2ヶ所、事務棟2ヶ所合わせて2ヶ所。
0:07:49	そういうものを考えてございます。コンポ全部とか事務所全部というのはちょっと当たらないのかな。いろんな場所がございます。作業する方の一般的な事務作業するような場所が当たらないのかなと思いますので、
0:08:02	これについては

0:08:05	事務棟 1ヶ所、本体箇所の 2ヶ所という意味でございます。それから、
0:08:11	非常用発電機電源設備 2台、
0:08:15	これ 1台別々の場所でございますので、あわせて箇所ということで、そういう意味でございます。以上です。
0:08:23	はい、原子力規制庁ナガイです。そうすると今のに関するくだりのところなんですけど、保安と事務とってというのは、今後、
0:08:34	表の中の設置場所のまず建物として、
0:08:39	どこに出てくるんでしょうか。
0:08:45	原子燃料工業クロイシでございます。
0:08:49	具体的に保安と事務等を選定した考え方としましては
0:08:57	監視盤であったり受信盤であったり、或いは放送職員が置いてある場所という観点でございます、
0:09:05	なので、屋外というのが少し意味がくみ取りにくいんですけども、ポートの外という意味で、
0:09:14	障害、通信連絡設備、
0:09:20	に該当する部分ですね。
0:09:23	いえ、規制庁のナガイです。多分想像はするんですけど、
0:09:30	この説明の表の
0:09:33	その場所、特に保全区域って場所を指してますよね。
0:09:38	だからこの設置場所、機器の設置場所と言っているのか、その保全区域として設定するよい場所なり建物それから部屋目、
0:09:50	ここが連携するように、
0:09:54	本文書の記載と、この表を選定した。
0:09:59	場所をね、きちんとわかるようにしていただきたいと思うんですね、資料がどうこうっていうものは、ずっとまず説明として、この説明は、施設が設置されている場所ではあるんだけど、保全区域、
0:10:14	この表のタイトルが、設備の表でしか経ってないんだけど、結果として、保全区域として設定する場所とかアンダーライン引いて識別するとか、何かそういう
0:10:28	結論の本当にちゃんと対応できるようにしてくださいってこれは
0:10:35	今後補正をされると思いますので、その時に図面も先ほど出てくるという話でしたから、その時にですね、もう一度表のつくり込みを検討していただいて、
0:10:51	再度提出していただければと思います。
0:10:55	まずは裾が 1点です。
0:10:59	よろしいでしょうか。

0:11:02	原子燃料工業クロイシでございます。表に関しましては、選定の過程のために示したというところがありましてですね、最終的には補正の中で明確にするべきかなと。区域というものの示し方を
0:11:20	文字で表で表現するってのはちょっと難しいところがございますね。
0:11:26	これちょっと
0:11:29	考え直して、図のほうではっきりさせたほうがいいかなというふうに思っているところがございます。
0:11:35	はい、原子力性のナガイです。確かに水がないからまず明確なんですけど、そこに何があるかって言うのが、今みたいに屋内とか屋外って書いてあると、この高圧例えばコアと、
0:11:50	何があるから保安と保全区域にするかっていうのが、繋がりがね、わかるように、今日、うまく考えていただいて、説明していただきます。
0:12:02	上にしてください。
0:12:06	そうしました原燃エクロイシでございます。いたしました。
0:12:10	はい、原子力規制庁ナガイです。それからもう1点ですね、1ページ目に戻るんですけども、今度非常用発電設備を、の説明がしたのは2人に
0:12:25	書いて最終段落のところからですね、書いてあって、外部電源喪失時における加工施設の電源供給のために設置する非常用電源設備2台でパイチャート3台のうち1台を除き、
0:12:42	なって、
0:12:44	この*がですね、
0:12:47	学校施設で大丈夫と電源供給する時代は、代替措置として可搬式発電機を備えていることっていう。
0:12:57	ことですね、それから緊对本部として、事務等学習できない場合の場合は、途中、
0:13:05	備えているかから、
0:13:07	もう
0:13:08	加工施設の保全のために必要な管理を必要とするには当たらないって書いてあるんですけど、要は、2台が
0:13:24	このページのですね、
0:13:28	保全を確保するの保全のために特に管理をし、必要とする。
0:13:34	場所っていうことで、そういう設備が置いてある場所ですっていう。
0:13:40	説明でよろしいですかする設備を言ってるんですか。
0:13:47	ちょっと質問がうまくいってる結果からですけど、最後のところはですね、全部加工施設の保全のために特に管理を必要とする。

0:13:57	丸々には当たらないっていうのは、これは場所といったような設備といったのか。
0:14:03	両方なのか、そこはどういう風、
0:14:06	説明していくか。
0:14:10	原子燃料工業クロイシでございます。場所だという認識でございます。
0:14:18	それは説明の中で要するに1台は該当しませんという説明になってるんですね。それ統計2ページ目の
0:14:31	見てると、この位置だったらどうこの表のどこにどういう形で表れてるんでしょうか。3台。
0:14:42	うち内部で結構ですけど。
0:14:46	この原子燃料工業クロイシでございます。
0:14:51	兵庫の中でいますと、発電機ポンプ等と屋外、ここに非常用発電、阿部が説明3台あるわけですけども、内訳でいいますと、発電機ポンプの日大
0:15:06	E屋外に1台、この二つがノポートに給電するためのもの、そしてもう1台は屋外にありますけれども、地元で給電するものとなってございます。ちょっとそこまで詳細には表では表現できておりませんが、
0:15:21	そん中のかご等に給電するもの2台が設置してある場所が該当するのかなというように考えております。はい、原子力規制庁の範囲ですので、そういうことであれば、コールセンターで3台のうち、
0:15:39	2台っていうか、場所としては3ヶ所という場合の場合説明だと、そのうち2ヶ所学校全区域になって、1ヶ所は保全区域がないということなんで、一つの病院に全部書きちゃうと、
0:15:54	場所がですねさっきお伝えしたんですけど、場所がわからないんですよ。皆さんもやっぱり懇切べき説明資料がどうこうっていうのではないんですけど、その選定の設備機器が
0:16:11	特に管理を必要とする場所の考え方として、管理区域を
0:16:21	の安全機能の一部管理区域外、外から何かをサポートする場所の選定の理由と、
0:16:28	何ですかね、連携して説明とわかるような、
0:16:33	表示していただく。
0:16:35	と思いますので、あわせて説明先ほど最初にもっと同じになるんですけど、
0:16:43	この選定過程から、ここ保全区域にしたっていう経緯がわかるように、
0:16:51	するようにお願いします。
0:16:55	八千代工業クロイシでございます承知いたしました。

0:16:58	はい、原子力規制庁の流れについて先ほど言ったように、特に管理を必要とする場所なのか設備なのかというようなくだりが幾つか何か不明な点があるんで能力明確にしての説明をするようにしてください。
0:17:15	うん。私からはこの資料についての確認です。
0:17:25	核燃料施設等監視部門の熊谷と申します。
0:17:29	クロイシさんちょっと聞きたいんですけども。
0:17:32	今回選定した非常用電源設備ですけども。
0:17:38	これは、
0:17:40	黄色い網かけ、
0:17:43	例えば、発電機を起動させるための
0:17:47	直流電源だとか、
0:17:51	あと、
0:17:53	ベイタンクっていうのがあるとかわかりませんがそういう燃料のタンク。
0:17:59	を設置場所の中には含まれてるのでしょうか。
0:18:09	現在ここ取りクロイシでございます。
0:18:11	いくつかございますけれども、いずれも近くに給油のための炭鉱小さなものがありますが、それらを含むエリア、場所、
0:18:26	保全区域とするべきかなと考えております。
0:18:31	はい、ありがとうございます。
0:18:34	補機類も含めて、
0:18:38	この資料の発電機が起動できる設備をすべて囲っていただければと思います。
0:18:45	もうちょっと質問がですね。
0:18:47	非常用発電設備から、
0:18:50	この給源すべき建屋の間はケーブル地下でしょうか地上でしょうか。
0:19:08	4日。
0:19:15	現世の工業クロイシCでございます。ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますので、もしかしたら本日じゃなくて後日になるかもしれませんが確認して回答したいと思います。はい、よろしいでしょうか。はい、結構ですよろしく願いします。
0:19:34	私からは以上です。
0:20:01	やっぱこの核燃料監視部門の熊谷です。
0:20:04	質問の趣旨はですね、この発電機が設置してある場所は、
0:20:10	本体からちょっと距離がある場所であるとすれば、
0:20:14	ちょっとその間の

0:20:18	綺麗なのもしっかり保全区域として囲ってもらいたいです。
0:20:23	それが特に地下の場合は、ちょっとコードによって違いますけど、地上特に送電線のような感じで、
0:20:34	またてる場合は、その
0:20:39	ところの安全機能を有する施設の一部としてなってますので、
0:20:44	そういう整理で、区域設定をお願いしたいところです。以上です。
0:20:57	原燃工熊取聞こえましたでしょうか。
0:21:02	現在の工業熊取クロイシでございます。いただきましたコメントは承知いたしました
0:21:10	この通り家降雨ということが、
0:21:15	どのようなことになるのかというのが十分に検討できておりませんので、それも含めまして後日回答させていただければと思います。はい。現状の理事長ナガイです。次補正が出てくるとき図も示すということですので、今の考え方に従って、
0:21:33	検討していただいた上で、この資料のリバイスも含めてですね、改めて説明の方をお願いします。
0:21:42	他に何か立場での細かいですけど、グループ
0:21:47	物理的にこの送電線の下に連想建てるっていうことを求めているわけじゃなくて、保全区域と同等の管理が
0:21:56	できるような措置をしてくださってということを伝えているので、
0:22:03	その辺ご理解いただければと思います。
0:22:09	原燃工クロイシでございますコメントの趣旨を理解いたしましたいずれにしても検討している学校思いますので、その上で回答を考えて、補正には必要な反映をさせていただきます。以上でございますがします。
0:22:32	はい、原子力規制庁ナガイです。4点目は残りの2だけが今回変更箇所ですね、コメント対応表で確認していきたいと思います。最初に簡単で結構です。今回、
0:22:48	前回の面談をもって変更した箇所を簡単で結構です。どういうふうに変えていくのかっていうのは、添付書類も含めて、個別でなくても概要説明をお願いします。
0:23:05	原子燃料工業熊取クラスでございます。それでは
0:23:10	私からの説明は H20107 のコメント対応整理表の概要ということになるろうかとなったものの内容は、資料型になってき 20012-1 であったり、
0:23:25	H20010-DE、
0:23:29	どの辺りかっていうのが

0:23:32	コメント整理表の資料の欄のページ数であったりとかであるかと思しますので、液位こちら参照していただくなり、していただけたらなりましたので、コメントの回答の方で
0:23:46	最初に1-1番号でございます1-1につきましてはこの一般産業用工業品に関するものでございます。これはまさにご指摘通り
0:23:58	解釈に示された例示を取り込む方向で見直そうということで考えているところでございます。
0:24:06	一番につきましては検査員の力量についていただきました指摘でございます。
0:24:14	口頭では回答させていただきました変更していない第23条の中で浜堤もやってきているということを引き直させていただいたのですけれども、改めてご指摘踏まえまして、直しましたところ、
0:24:30	検査員の力量については少し手がかりてないかなというように認識いたしましたので、補正の中で反映したいと。
0:24:40	説明報告って決めたときの資料に
0:24:44	操作員の力量とよく似たやり方で、従前、今もやってるようなBqの管理でございますので、そのようなことを、
0:24:53	県検査もできるということで資料的なアプリ挙げております。
0:25:00	それから、1-3につきましては、これは比較の
0:25:06	品質問題に関しましても経営者に対する要求だということで、本件の記載ぶりが、
0:25:12	少し適切だったかなということで見直そうと考えております。
0:25:19	続きまして1-4、これにつきましては、放射線環境放射線モニタリングの体制に関するところでございます。
0:25:30	これも法等では説明は
0:25:33	それぞれ困っていない段階でも同じ
0:25:38	コメント改めていただきまして、踏まえてもう一度、
0:25:43	保安規定の片理を確認したのですけれども、確かにご指摘の通りで書いてないかなということで、
0:25:53	2月たいと思っております。具体的には、この交差点環境放射線モニタリングの体制というのは、
0:26:02	廃棄物処理の発作に係るような部分のおよんだというふうに考えますので、該当するのが
0:26:12	71条のないという二条あたりがPDCAを回せなどの
0:26:17	74条が機械排気であったり、同じように排気であったりしますので、
0:26:22	その辺りに明確にいたしたいということで、それで話をとと考えてございます。

0:26:30	それから
0:26:34	番号戻りまして1の
0:26:37	5ということで、
0:26:44	これは審査基準が改定されたということもあって、
0:26:51	資料準備が必要だということ、まず引っ張っていただいたと。これも含めてやっていたいております。反映して、また見ていきたいと思っております。
0:27:02	それから次が家の一番これは先ほどの件と同じもので発表させていただきます。
0:27:10	それから、2の二番広い発電費、これについてはまだ本人がそれで我々の方ができておりません状況ですのでまだ反映
0:27:23	したなと思つては、以下のですけれども、実態として判断やりまして、
0:27:28	それから巡視もしておりますので、ご指摘踏まえまして、追加する方向で考えております。
0:27:37	それから次の
0:27:40	2ページ目のほう、5の3番。
0:27:46	粗度区域に関するもの、先ほど考え方のところと同じですので、同じになってしまいますけど三方湖までいただいておりますので資料の見直しとか、確認しなければならぬことございますので、それを踏まえてまた次回以降の面談で、
0:28:03	させていただきます。
0:28:06	それから、2-4とか2-5にミノシマ資料全般に関するようなコメントでございまして、細かなところも含めて、
0:28:15	燃えてないことを今も確認しているところでございますので、拝承ということでございます。以上です。
0:28:23	はい。たくつてもタケダでございます。説明ありがとうございます。
0:28:30	説明の内容につきまして規制庁側から確認事項ございますでしょうか。
0:29:09	えっと、すいません、原子力規制庁ナガイです。今のご説明いただいた資料で、関連するんだと思います。最初に1-1なんですけど、今日この中の資料の7の
0:29:26	下なんですけど、これ今説明いただいた上で1201まで4-11って書いてあって、どこにあるんだろうと思う中のかなと思ったんですけど、これが1ということでしょうか。
0:29:41	9から11ページ。
0:29:44	火の粉クロイシでございますがご出席での通りでこれ非常に余つてな動きで申し訳ございません。はい。で、海盆1つというのは資料舞うのを1回目の改定しましたっていう意味で、1がついていると。

0:30:00	いっぱいありますのでよろしいですか。
0:30:04	全国の中で、その通りでございます。わかりました。そうすると今いろいろ名もし直すことができましたら次回は終わって異議がないような形で、よく関連とかですね、海底の盤がわかるように、
0:30:19	管理の方お願いします。
0:30:24	現在ここはセッションいたしました。
0:30:26	ですね、私の方から中身の方で確認したい点が、
0:30:32	伺います。1の
0:30:38	1ページな特に全くだと思っていたと思う。
0:30:43	3ページ目の
0:30:45	1度、5なんですけど、これ
0:30:50	今説明の中で、保安規定変更認可申請されて、審査基準に照らして審査しているの、そういうその説明資料を準備してくださいとお伝えして、対象としていただいているんですけど、それが、
0:31:07	まだ今日今日というか、全体からテーブルに載っている人H20141の資料ということよろしいですね、今説明なかったんですけど。
0:31:21	名ほどクロイシでございます。相対でございます。わかりました
0:31:27	のための確認ですけど、
0:31:29	それからですね、
0:31:33	2の2のところですね、これは技術の図面担保の設定で、この定義3台を準Cの対象とするということで、先ほど保健空気の中でも3回の定義が入ってたけど、
0:31:51	ここでのこの今回の設工認修正が保安規定の変更認可申請しようとしているのは、11イトウ保全区域がどうのこうのということではなくて、11の対象と
0:32:04	するっていう、変更を認可申請をするってことです。
0:32:10	これも以前のための確認がよろしいですか。
0:32:16	原子燃料工業よろしゅうございます。
0:32:21	ここで書いてございます別表13-2というものが今回、
0:32:26	新たな検査制度となりましたことを踏まえてっていった形でいただきました新しい表でございます。
0:32:33	この中に挙げておりますし、また非常用電源設備は議題としておりましたので、実際ますので、この議題は自主的に出ていたものだったという経緯がありましたので従前にはなかったんですけども、
0:32:50	閉規制で設工認が終わりますが、当然3台になるという予定をしておりましたので、現在のままになるのはねCたのですが、基本的に、

0:33:01	3年にさせていただくべきかなと考えております。
0:33:05	以上です。はい、原子力規制庁のナガイです。趣旨はわかりました。そのことを説明している資料にはファン言っているページがないんですけど、添付資料どっか
0:33:20	その今条文もあったんですけど、24条ですか、これは何ページ。
0:33:26	今例えば資料だけっていう今まで、今、4-1だと8ページにできるようようはあるんですけど、24表は非常に厳密に言えは設計基準事象対処訓練かと。
0:33:45	非常に訓練っていう用語になってるんですけど。
0:33:49	これは正しいですか。
0:34:14	で、実際に中身を見れば、
0:34:17	そのことが、
0:34:19	規程別表13の目を何条でより抜粋のかっていう、
0:34:25	ところもあわせて回答お願いします。
0:34:31	ねこおくらせて所長があってくださいというふうに確認したと思う。
0:34:46	等、
0:34:47	別表AO13の家は業務でいいますと、
0:34:53	62条の6。
0:34:57	巡視をするということで、
0:35:00	大学校で研修の情報が出てございます。
0:35:34	資料で記載してます第24条8項引き上げ季節性が高まってがっているようですので、大変申し訳ないことでございますけれども
0:35:44	修正をさせていただきたいと思います。
0:35:50	原子力規制庁ナガイです。そうすると今二十五、六十12条の6というのが、このHの李①④の意見の
0:36:03	40ページ、
0:36:05	を見るとか、建築形態が公的な各部長は決定をかながみて研修を含めてというくだりが
0:36:16	ありますので、そこを今回変えよう土地であれば、この業務のところが入ってるんですけど、これでいいされるべきという委員さんも作業。
0:36:31	これ変更要請ということで、これ今色が幾つか使い分けが出てるんですけど、水色のハッチングは現在の検討通常情報ということで区別してん。
0:36:45	見てるんですけど、この表はついてないんですけど、この表を見直すっていうことで考えているということですね。
0:36:56	やはりこのクロイシでございます。おっしゃる通りでございます見直すべき分けて13-2の中で、

0:37:04	2台としていたものを3台にして、具体的に、
0:37:09	Fa補正したいと考えております。
0:37:11	これ今今日の資料は今日時点なので、いずれ最終的には次回補正後にいろいろ青字のところも、これ反映されて修正がかかると思いますので、今日は、
0:37:28	資料にしても、次回のですね。
0:37:32	補正額を使ってちゃんと説明するときには、どこその後でどこ関係したのかっていうのはよくわかるような説明の準備いただきたいと思いますので、
0:37:48	いろんな引用する資料の番号とか、条文であるとか、
0:37:54	市場を見て、整合がとれたものになってるようにしてください。私の方で今この資料見ながらこうやって一つおってたんですけどやっぱはそういうものが見受けられるので、資料が語尾とオカダや結構ず結構ではないけど、
0:38:13	もうそういうところが違くと、途中で入れなくなっちゃうので、よく社内で決定ということで、
0:38:23	心得てございます。承知いたしました。
0:38:27	それから、
0:38:29	続きましての2-3なんですけれども、
0:38:33	先ほど保全区域の話があって、2ヶ所ということで、用途使うですが、この2-3も市場は、
0:38:44	今度はH-20051の2ページという、
0:38:49	ところにつけるとしますって。
0:38:55	本日は、
0:39:00	これがさっきすみません、失礼しました。これさっきの資料の中で、この確認した事項でしたので、
0:39:10	確認済みですって、その申請書の反映箇所は図の(2)(3)ということで、今回もともと当初の
0:39:22	変更認可申請に撤去が、
0:39:29	保安上必要な、
0:39:32	そういった
0:39:35	場所ですよ。
0:39:38	保全区域が、
0:39:41	そしてはいるんですけど、ここに直すってことになったので、そういう形で、
0:39:48	とか、こういう(2)、(3)
0:39:52	やいずれにしても資料と今後の補正内容が付与手続き面とかで説明よく反映できるように、
0:40:04	CAPEだ前、

0:40:09	原燃エクロイシでございますいたしました。だから報告を繰り返しましたけど、追設させていただきましたものにおいてはですね、部別 2- (2) しかなくてですね、今回追加した部分を表現するには、
0:40:25	別 2- (3) が必要かなということで合わせてってか反映させていただきたいと考えております。
0:40:35	以上です。はい。
0:40:44	は原子力規制庁ナガイです。
0:40:46	時に話してますけど、申請書の、
0:40:52	わかりました。いずれにしても先ほど確認した考え方に従って整理した上で、非常上天然のケーブルを含めて、わかるような対応いただければと思います。
0:41:10	これはこの私の方からこの資料に関して、上の線関係はいけない。
0:41:22	規制庁の竹ヶ原でございます。
0:41:26	それでは、この資料から小さいところがあるので、確認させていただきます。
0:41:34	私の方から一方だけ、なんですけれども、
0:41:40	資料の番号が H-201t の
0:41:45	04-1。
0:41:47	追加基準との整合性の整理から出てる表のほうに至りまして、
0:41:58	報道。
0:42:01	2 ページぐらいです。
0:42:05	これの
0:42:07	加工規則第 8 条 1 項第 2 号も秘密マネジメントシステムの 2 ポツのところなんですか。
0:42:17	ここの二つ目の枠ですね、新しい新規を挙げてますし、の方の
0:42:24	審査基準のところ、
0:42:27	ちょっと読みますと、
0:42:30	具体的にはホーム活動の計画実施評価及び開示に係る組織 KB 仕組みについて、
0:42:37	安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、恒設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。
0:42:50	またその内容は原子力安全重要度によってをもって基本ペーパー合理的パック組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が合理的に実現可能なものであることという要求があるんですけれども、
0:43:07	ここに来る定められた内容が効率的に実行可能なものであること。
0:43:12	はこれの記載に対して、当方安定ではどこでこれを満たしていることがよく読めるでしょうか。

0:43:21	ここだけ教えていただきます。
0:43:27	原子燃料工業クロイシでございます。お時間いただきます。はい。
0:44:49	はい、規制庁ナガイです。時間ばかりでしたら後で結構ですので先に進めたいと思うんですけど。
0:44:57	対応できます。現在現行プランクロイシでございます。
0:45:02	今ご質問いただきました新しい審査基準の2ポツ分社一つですけどいろんなことを書いてございますので、
0:45:10	噛み砕いた説明をさせていただくことになろうかと思えます。
0:45:17	法務活動の計画実績評価で改善っていうのは、他の我々の規定の記載ぶりが、
0:45:25	4章以降の空床ですね、冒頭の
0:45:29	二つの条文がそれぞれ計画実績の場であったり、そういう評価改善の場であったりということで、各章ごとに最初にPDCAを会計ルールというのを作り、そういうつくりになってございます。
0:45:45	そういうことで、必ずしもここで四角が込みでずっと判定の関連条文上、
0:45:54	ここを待っていただけているところだけではないんですけども、そういうことになっているということがあったかなと思えます。
0:46:03	それから安全文化の教育維持の体制ということにつきましては、従前ですと、この変更ですと、
0:46:13	第3条の2ということがありましてそれに基づく活動ということで実施してきたものを今後はこの品質、
0:46:22	マネジメントシステムの規定の中で、いくつか上にちりばめられておりますので、
0:46:28	そういう形で減資していくということで下位文書我々は持っているというついては、
0:46:33	そういうことさわることなく実施していけるのではないのかなと考えておりますような変更はできますけれども、
0:46:41	そんな形で手順書との位置付けをこの延長の部分で定めて、基づきまして、
0:46:48	実施していこうということでございます。
0:46:51	それから、
0:46:53	この際も、原子力安全の重要度初の
0:46:57	適用も程度合理的かつ組織の規模に応じた持っているといったことであるとか、本的に実現可能であるといったようなことが、
0:47:05	このパンフレット条文の中ではね、明示的にばきつとをこうやっていないのかもしれないんですけども、

0:47:13	今回の変更申請をさせていただきました中で、意識しておりましたものは、
0:47:18	従前の保安規定で規定していたもので、新たにこの品管規則に或いは許可に基づいてきていく中で漏れ抜けてはいけないという意識がございまして、
0:47:29	これは 10 分にできているのかなと思いますという意味で、10 年やってきたことはやって、事前のことだと。
0:47:39	いうふうに我々の組織の方に応じたものであるということで考えておりますので、やっぱりイメージ的にどこということもTITANIにはなっていないけれども、
0:47:51	そういう内容がこの変更申請の中で、
0:47:55	具体的に出るんじゃないのかなというふうには思っているんですけどもお答えになってますでしょうか。
0:48:07	規制庁のタケダです。
0:48:10	はい。全体にやってきたことももちろん是正していくということで、はい、理解できました。ありがとうございます。
0:48:20	いや、その他提供が行われ、この資料から、
0:48:24	何か確認事項ました。
0:48:28	原子力規制庁ナガイです。最初にちょっと確認なんですけど、この資料よく作っていただいて結構大変だったと思うんですけど、1 ページ目に、まずこの赤線がやっぱり、
0:48:43	定義があってやっぱりさせることが確保ということで青字の(ア)特性値で比較ところには、前後する場合にどう達成が多いのかっていうのが、こちら検討中ということで、補正が出てきた申請事項になっている。
0:49:00	ことで、全体でこの資料において見ていたんですけど、No.とかちょっと図面が決まってからというように見ますと、最初に 14 ページで、
0:49:16	込本規定の 15 条の 3 の
0:49:22	情報の共有及び公開という要綱があって、
0:49:26	この中で以降ですね、これもウラン加工事業者ということを基準に定めるべき事項も加工施設の保安の向上観点から、でき高の情報交換に関する基準を定めると。
0:49:43	あるんですけど、この聞いてんのは、別表先ほど今PDCAの流れもありましたけど、今日もですね、
0:49:53	認可申請書の別表の要綱の
0:49:59	聞いていいわけでしょうか。
0:50:04	原子燃料工業のクロイシでございます。

0:50:07	別表 19 で言いますと評価改善基準案番号は移行 023 でございます。演習の統合、
0:50:16	はい、どうぞ。
0:50:19	僕も欄で言いますと保安規定記載情報といういただきから二つ目の欄がございましてそこに真ん中辺りですね、第 14 条から第 15 条の 3 ということで従前 2 が 3 ですけど 3 ということで、
0:50:36	番号ずれておりますが、本当はます。
0:50:39	はい、原子力規制庁ナガイです。確認できましたけど、真ん中ですね、関連条項とこ一生懸命探しちゃったんですけど第この規定の記載条項ということで、ここの一つの案のできる 19 の考え方として、
0:50:56	こういう今後の日程に事前に定めるというのは、もう安定の記載条項とこに書いてあるというそういうたててなってるという理解でよろしい。
0:51:09	厳正なる環境クロインでございます。基本的にそういうことでございます。
0:51:14	基準を定めるであったり、PDCAに関係する部分であったりとかですね、それから、
0:51:20	今回ちょっと第 11 条の中で、個別業務というのが六つある具体的には、4 章以降の議案書保証そういう 6 小なり 10、
0:51:34	10 章ぐらいまでの業務画面、メインの業務でそれらについては 11 条で整理したっていうことで追加したいとかですね、ちょっとその辺りの
0:51:46	っていつかのところがございまして、関連条項はその中で具体的な PDCA の Do の部分ですね、していたもの。
0:51:54	ということで書いてございます。この中にも今回の補正で見直したい部分もございましてですね、不正確な部分がやはりあったので、ちょっとそこは修正を考えているところでございます。
0:52:10	はい、原子力規制庁ナガイです。これから補正されるので、そのところでは山積して出していただければと思います。はい。
0:52:21	次の確認ですけれども、19 ページまで飛んでいただいて、
0:52:29	これは 19 ページの本編の部分ですけど、20、
0:52:34	9 条は削除になっていて、XI は 6 章のスパンで見るとような状況から、保全計画の達成が一般の施設管理の一環ということで青字ですので、附属説明が、
0:52:52	やりますので、先ほど DBA の 3 代目を下水の関係ですというお話だったんですけども、JCO 対象についてと、いろんなところに跳ねというような d ば、
0:53:08	あると思うんですが、あるのかわからないのかっていうと、どういうところで見直しをする予定なのかご説明いただけますでしょうか。
0:53:22	原子燃料工業クロインでございます。

0:53:28	原案Cを規定しておりました 10 年の 29 条の規定ぶりをベースに、62 条の 6 第 7 項に関しておりますので、
0:53:47	そういう意味ではそれほど
0:53:53	M自体そんなには変わっていないんですけれども、追加するべきと。
0:53:58	思っておりますのは、まさに別府の先ほど出ました 13-2 でございます。別表 13-2 は、
0:54:06	日程順序をどのようなやり方で維持していくかっていう時に、
0:54:14	当然定期事業者検査というのがありますし、点検もありますし、前進もあると。で、この巡視っていうものが従前やってるものであればそれでいいんですが、追加で 14 の中にも一本目かなっていうものがありましたので、現状の我々の
0:54:30	社内文書の中にその旨を追加していくような形になると思っております、ちょっと保安規定では見えにくいものなのかもしれないんですけれども保険でやっていったなということで考えております。
0:54:44	はい、原子力のナガイ月の 1ヶ所直すといろんなところは安全しますのでよく見ていただいて、補正のときに、どういうところ直したのかっていうのは説明していただいて業務上言えない部分は
0:55:02	直接変更の申請書には出てこないかもしれませんが、皆さんの説明はお願いします。同じことがですね、21 ページ目のイトウ
0:55:16	これは 30 条の 3 のところ新たに新設されてるところなんですけど。
0:55:21	もう、
0:55:23	一番下の横に青いでね、ぜひエアフィルタ揚力によってこういう場合と行うっていっぱいあるんですが、ここで融資っていう言葉が出てこういったJCOページと、
0:55:40	やっぱ判明する事項があれば説明を。
0:55:47	原子燃料工業細かい格子でございます。
0:55:51	今ご指摘いただきました三条の 3 の一番下のほうの青字のように、従前の第 29 条で定めておりました巡視点検の規模が
0:56:06	所長でございました。
0:56:11	今回施設管理の方に表の記載を変えるに対して、
0:56:17	各部の部長各部長が実施すると、実際は所長もみずから実施するという意味ではなくて、各部に指示して、各部から要員を出していただきまして実際にございます。
0:56:32	その記載ぶりが変わりますので、先ほど永田のご指摘の通りですね、影響があるのではないかとこのところの

0:56:43	ご指摘の通りでございます。これが従前の社長のままでしたので、COMとした方がAとして合併なかったという本位です。
0:56:55	各本部長の職務ということにしたいと考えており、今やる巡視としてやるべきことはありませんので、
0:57:03	いくつかの条文に原資に関する記載がございますので、Pointしたいと考えております。
0:57:13	先ほどの理事の件に関しましてはですね、こういう形では見えてきておりませんので、理事会は関係ないかなと思います。
0:57:22	はい、原子力規制庁ナガイです。関係2ページに移りまして、そういうことで今水色のハッチングがしてあるので、次回の補正で影響があるということで、皆さんの方でやっています。
0:57:40	ここに今後の業務で職員の記載というにあたっては、基本的な確認不足のところも、でも巡視について期待が放管並行に、
0:57:56	やって言えば万全だと。
0:57:58	職務職責画像で説明していただけますでしょうか。
0:58:08	積めるほどのクロイシでございます。皆さんの今のちょっと聞き取りづらい部分があったので、申し訳ございません。わかりました失礼しました。今所各 省庁の職員の41については各部長に変更するということですので、
0:58:25	1資料でいうと15ページで、7条です。各職務が規定されているんですけども、こちらの方は何か変更がなぜですか、変更されているのかとか。
0:58:40	それから先週でしてのってというのは、
0:58:43	どういうところなのか。
0:58:46	ご説明をいただきました。
0:58:51	現市内の工業クロイシでございます。ではですね、幾つかありますが、1例で言いますと、いう7条の職務の第3項。
0:59:02	こういう場ですね(3)品質保証部長は行ってございまして、
0:59:10	こん中で赤字設備の設計工事巡視点検その他も、
0:59:17	別の管理ということで、原子炉がここに含めてございます。言い回しとして、
0:59:23	施設管理という言い方をすれば全部含まれてしまうようなものではありませんけれども、定期事業者検査或いは使用前事業者検査というものを、
0:59:36	グループ長に担わせるということで規定するということを考えておりましたので、部長のところから検査は外して、施設管理というのはどう相手に
0:59:50	していただきな形で入れしてございます。
0:59:53	そういう意味では、後の職務の中でグループ長が上昇することもあるんですけども、

1:00:00	部長指揮のもとそういうことを行っていくということでございます。
1:00:07	はい、原子力規制庁のナガイです。17条で確認できましたので各部長ところに赤字で巡視っていうのがもって補正申請の中に入れていくっていう。
1:00:23	確認しました。
1:00:28	もう、もう2、3ですね
1:00:38	そうですね。
1:00:46	4、これは24ページの
1:00:49	45条の2。
1:00:53	これ保全区域について、
1:00:58	どうですけど、ここのところも別の45ページにさっき各自確認とか、いろいろありましたけども、このような対応っていうふうにさせていただきますので、
1:01:14	それから具体的にこの保全区域についての管理措置ですね、ここで以降では標識を立ててくれて、3項では、立ち入り制限措置をとるということで記載されて、
1:01:29	ですが、先ほどの非常用電源のケーブルに例えばですね、その点をですね、等も踏まえて、あわせて次の時に想定というか具体的な
1:01:46	ことで書いてあれば、
1:01:49	下宿と目的制限。
1:01:54	合わせて、どういうふうな考え方で、
1:01:58	追加した、追加したというか、追加する、先ほどの2ヶ所の場所とかですね、のが具体的にちゃんと区別できるようになってるのかっていうのは、
1:02:11	あわせて次回教えて上設定をしてください。
1:02:17	すいません原子燃料工業フジワラです。先ほどのですね
1:02:22	非常用発電機からのケーブルの件ですね、あと確認しまして、何かいくつかのパターンがございます。非常用電気でもいいから除く供給する電源はあるところで商用電源により変わって、
1:02:38	設備に電源供給されるわけなんですけど、その無理かかるところが切り換えキーというところになります。
1:02:47	例えばですね、切り換え機がですね、建物の中にあるような、作ってはですね、その施設までは非常用発電機のケーブルを地下非時価音で建物に入って切り替える。
1:03:04	その場合は先ほどから言われてる企業は走らないんですけど、
1:03:08	切り換えていきたいがですね外にある場合もございます。こういった場合っていうのはですね、のその切り換え器が近くまでは地上行くんですけど、その商

	用電源からの離隔のところ、非常走って、もともとの商用電源が机上走って る部分もございますので、
1:03:26	そのまま施設には地上を走って供給されると。
1:03:32	先ほどからおっしゃられているその立ち入り制限とかそういう表示ですね、例 えば机上といいましょう人があるようなところじゃなくて、もう少し架橋が
1:03:46	ちょっと高いところ無理で、t的な部分もございます。そういうところに対して、G なり何かを設ければいいというような形になるんでしょうか、それとも
1:04:01	DACといいますか、その環境が通って全体が立ち入り制限対象になってくると いうふうになるんですかね。
1:04:09	はい。原子力規制庁名前月皆さんがそれをこの予定日本電気について管理 設置
1:04:18	が定められていることっていう、そのままの審査基準に対してどういう措置をと ってるかっていうことをまず説明をしてくださってということですので、当然ファ ンによってや何らかが決められていなければいけないので、
1:04:35	ちょっと私の方で、本来ならば皆さんから補正が出て確認すべき事項なんだろ うけれども、その前に確認しておいたほうがいいということで、
1:04:50	聞いたところなんで皆さんの方からまずは説明をしてください。
1:04:55	以前しても管理措置は決めていただくというのが入っていただいていたこと で、皆様はこの45条のみで管理するかということであれば、ちょっとやっ ぱり、
1:05:12	はい、ほかに。
1:05:15	原子燃料工業クロイシでございます。をいただきました浜岡に関しましてまだ ちょっとこの場ですべて結論を額出せるほどの現場で来ておりませんので後 日また次回面談等で、
1:05:32	時Aをさせていただきたいと思います。ちょっとこのまでにおっしゃっていただき ました考え方なんかおっしゃっていただきましたように、必ずしも同じようなGre enについて保全区域設定するというようなことでもなくて、
1:05:49	必要な保全はやってもらいたいということで、ご趣旨のコメントであったというよ うにも、
1:05:55	理解しておりますので、保全区域としての設定の適切さというものをきちっと考 えましてですね、反映したいというふうに考えているところでございます。
1:06:08	以上です。
1:06:09	規制庁内で皆さんの考え方がまとまったらですね、負担によって選定の考え 方については、資料に示すと言うふうに先ほど最初に

1:06:26	確認したんですけれども、要は保全区域に設定しましたっていうだけで終わるんじゃないで、その後前提用のその管理人っていうのをプロセスですね、誰がどのように、
1:06:42	どう管理していくのかっていうのは、当然いろんな条文にはねてくるので、そういうのもあわせてよく考えて整理してくださいということですから。
1:06:58	改めて資料に全部くださいということではありませんけれども、皆さんの考え方を整理して説明いただいた上で、補正申請の業務になり、別表の中には漏れなく、
1:07:13	時ということで、
1:07:21	進路コードクロインでございます。承知いたしました。
1:07:28	これは下になっているファイルで2ページ。
1:07:35	d32 ページの 85 条で、非常用資機材の整備について、これも補正が出てくる予定で、青水色の
1:07:48	ハッチングがであるところですけども、これもですね、
1:07:58	今回、
1:08:02	FDの、
1:08:03	機材なんですけど、いわゆる段階的施工ですね、今回の申請書ではついてないんですけども、ATENA説明資料にはないんですが、こういう資機材の整備とか、
1:08:18	時にどういうふうに管理をするように、
1:08:22	できるのか、局あたりに対して、
1:08:25	本用資機材とか準備ができたものから対応するということになってると思うんですけども、最終的に新規基準に適合という段階では、
1:08:43	許可で約束した機材とか全部その手間っていうのを、の管理の方法についてご説明をいただけますでしょうか。
1:09:00	F燃料工業のクロインでございます。
1:09:03	この議題につきましては、去年の6月に認可いただきました保安規定の中で、別表21というものを追加させていただきました。
1:09:15	具体的にはいろんな分類のものがあって、種類が具体的に書いてございます。許可に挙げておりますものです。
1:09:24	数量であったりとか、場所がまずやっぱりとか点検の頻度であったりとか、
1:09:32	その管理責任者価格の部分のもの、どんな部長かといったことを具体的に書いてございます。
1:09:39	これにつきましては変更する場所がございませんので申請書の中で、明示的に示しておりませんでした。ちょっとそこはわかりにくいっていうのは前回面談

	の中でも指摘もいただいておりますので、補正の中ではですね、変更しない部分も含めて、
1:09:57	お示した申請書にしたいというように思っております。それでは
1:10:03	これについては前回申請させていただいて2回いただいた内容で低下することはないのではないのかなど。
1:10:12	いうように考えております。ただですね、その記載ぶり、第8号の記載ぶりが、
1:10:18	非常時の措置の中での対応ということで所長以下のプロセスというのがもともとでございます。ただ、巡視が日常の活動でございますので、結果管理という中でまとめておりますので、
1:10:31	各部各部長が受注やっていくということでございますので、この条文の整備が不足していたということで、
1:10:41	適正化したいっていうところのもんでございます。
1:10:46	はい。原子力規制庁ナガイについて、
1:10:50	この保安規定の変更については、管理状況、返答なければそのままでもいいんですけども、段階的施行については、どんな設置にこういう設備に限らず、
1:11:05	各いわゆる核的制限値を規定されているものであるとか、いろんな熱的制限値があるものがあってそれが地域で2a適用した段階で継続使用する場合には、
1:11:23	ぜひ補正が入ると思うんですけど、そういう管理についてもですね、補正の段階で全然ソフト対応として、許可に対する
1:11:38	ベネ反映状況を示した資料が参考としてついてたと思うんですけど、それに合わせ、それとあわせて中核相手ですね、設備の
1:11:53	段階的な施工についても今回が一つのなければ、次回以降の予定でも結構ですけど、全体がどういう段階で反映していくのかって、最後にもれなく的な対応を、
1:12:09	うちのそういう制限値があるとか、こういう資機材も配備されてますっていうことを、
1:12:17	がわかるようなですね、説明資料の方は準備をしていただく。
1:12:23	そして整理して説明をしてください。
1:12:30	原子燃料工業のクロイシでございます。段階的な施工という観点では今回
1:12:38	まだそれほど検査が進んでないということもありまして設工認の方が進められていない。
1:12:44	いう我々も動きがございまして、

1:12:47	今の時点で盛り込もう。
1:12:51	だものがないので言ってしまうと前回、
1:12:55	6月に認可いただいたときにつけさせていただいておりました参考資料のままの状態に今の申請
1:13:03	の状況になってございます。
1:13:06	それがあるんだっけ。
1:13:08	Yない新検査制度の対応のためだけの申請というようなものになっているというところでございます。
1:13:16	原子力はわかりました。なので、今回の申請では柱が立っていた段階的施行の柱が立っていないというふうに修正していないので、特に説明をいただく必要はないと思いますけど、次回以降、
1:13:34	そういうものが出てきたときには、きちんと整理して説明をするようにしてください。
1:13:43	心してございます。承知いたしました。
1:13:53	からですね。
1:13:59	これはちょっと確認だけなのかもしれないけど、35ページの97条の2なんですけど。
1:14:13	記録のところで、
1:14:15	水色ハッチングが、97条の水色のハッチングで必須マネジメント表及びと言うふうには、Eのところなんか補正しようとしてる。
1:14:31	見えるんですけど、これはどういう意図で、
1:14:36	色つけてるのかご説明いただけますでしょうか。
1:14:43	前年度構造、熊取のクロイシでございます。
1:14:49	ここについてはですね
1:14:53	97条の機械で別表
1:14:56	18、
1:14:58	従前から含めて18ということで定めていた部分ですね、記録、
1:15:05	ここ2の10年の
1:15:09	回位、
1:15:12	でいいですよと、ちょっと具体的に思ってくださいですけども、
1:15:17	新設表で言いますと、変更前後の106ページになるんですが、
1:15:24	この表の中では、平成町計画に
1:15:28	すいません、システムソフト計画に関しての

1:15:31	文書及び品証計画に従ったとなっている部分、これはマネジメントシステムということで一方思っておりました。ただ、もともとの記載が文章及び少々計画だったものですから、
1:15:45	それで一対一で品質までの文書及び品質マネジメントシステムというような修正の仕方を考えていた時があつてありますね。これは文書はHzまでのシステムの中に当然含まれておりますので、22、
1:16:01	及びと書く必要はないなというように、
1:16:04	多分期待適正かという観点での補正を考えているところでございます。
1:16:11	イノウエした提言書規制庁ないですよ。わかりました。
1:16:15	だからあとひとつ何も非難ですけど、
1:16:25	次のページの管理のページの
1:16:30	94条から経験値として、私としての的な文章を削除。
1:16:38	っていう。この青字で説明していただいていいんですって。
1:16:48	この三つの報告については原告システムの
1:16:54	中で安全不安という。
1:17:02	そうなんです、
1:17:05	ここでは、
1:17:12	いわゆるソフトっていうか仕組みの面ではマネジメントシステムで、具体的な施設も定期的な評価は経年変化の東京で計画的に育成っていうことで安心して
1:17:30	いるということで、施設課、
1:17:30	原子燃料工業のクロイシでございます。
1:17:33	従前の大台現象適用のところで規定しておりましたものの中には幾つかございましてですね、日常の活動を評価するというものもあれば、
1:17:48	経年変化に関する評価をするというようなものもございましてですね、そのうち、
1:17:53	カ国の方で新検査制度ということで、適用可という部分の情報がなくなっているということもありますけれども、
1:18:03	日山については、日常のPDCAサイクルが回っている中の活動で熟してできようかという。
1:18:14	報告書をつくったとかそういうものでもないだろうと。
1:18:18	ただ経年変化に関する技術的な評価、長期保全計画、これは
1:18:23	読者の施設管理に継承されておりますので、これについては、よく似た方法なんじゃない、内容的には同じような
1:18:33	取り組みになろうかなというふうに考えておまして、そこを踏まえて、10市町の全体を削除しているというものでございます。

1:18:44	はい。規制庁永井です。改正においてはわかりました。
1:18:49	最後になりますけど、
1:18:54	4.1 ページの
1:19:01	僕が 2 で、
1:19:05	これの
1:19:07	水色があつてこれ新規性基準対応っていう確認方法の技術についていろいろ書いてあげて
1:19:20	光源は同導入のみで、
1:19:26	考え方を徹底研究いただければ、
1:19:32	原子燃料工業のクロイシでございます。今まさに新規基準対応工事ということで、結構人が認可されれば工事を進めて、従前であれば、照岸検査傾向も 5 であれば、市長が事業者検査をして確認を受けると。
1:19:51	ということで、その辺りぐらいまでは結構 2 でカバーされてる範囲だというふうに考えております結果に基づいた
1:20:00	当然保安規定に基づいた保安活動ということではございます。
1:20:05	確認が済んだ後のことは、その後すぐに定検に入るわけではなくて、施設全体の確認、
1:20:13	いや、いただけたら、いわゆる生産運転再開ということになります。その間、
1:20:25	いや、
1:20:27	管理どうするのかと。
1:20:29	具体的には
1:20:32	技術基準に基づく機能の維持をどうするのかということになるかと思っております。
1:20:38	ですので○(1)○(2)○(3)に追記して検査の手段がいまして検査をするなり、点検するなり、
1:20:45	そうですね巡視をするなり、保全計画に基づいたメンテナンスとするといったようなことも、
1:20:52	必要だろうということをうたったものでございます。
1:20:56	明らかに異常でありありがとうございましたごめんなさい、この指定の内容はわかりました。ここで水色に色をつけてるのはハッチングでちょっと(3)は、
1:21:11	原子炉の上の方の計画ということで説明と、ただ条の引用62条の(2)(3)を供用する予定があるというのはわかるんですけどまだそれに合っていないファイルっていうことですか、今後、
1:21:28	予定で、
1:21:30	タイトルっていうのは 60 条弧書きで水色は何かの発見があるのは、

1:21:37	何をしようとしてるのかっていうのも、
1:21:41	ちょっと
1:21:43	原子燃料工業クロイシでございます。今回補正を考えている。
1:21:51	上の大まかに修文を考えている文書直そうと考えている部分っていうのは、
1:21:57	青でハッチングして、
1:21:59	その場のがわかりにくい場合もあるなと思ってですね
1:22:06	タイトルは何とも言えないんだけどこの場を持つとかを修正するつもりでということハッチングしている部分ですね、具体的にはこのままでいいかなというふうに考えておりますし、わかりました。
1:22:19	この資料について私の願います。
1:22:31	オカダでございます。
1:22:34	基本と上での 104-1 からの確認事項あります。
1:22:46	もし、
1:22:56	これは
1:22:59	資料と 1-20101-1。
1:23:05	これはシステム関わる強化と思って御シリアルですけど、ここは先輩から新しく
1:23:13	音響的されてるぐらいかと思うんですが、何か御説明を
1:23:18	しておきたいというところはございますでしょうか。
1:23:24	原子燃料工業クロイシでございます。まさに今おっしゃっていただいた通りでございます、先ほどご確認いただきました H20104 の
1:23:36	審査基準との整合。
1:23:38	部分で言いますと保安規定の条文は同じですので、ハッチングを加えただけ中の品質までにどの部分がピックアップされて許可との整合を確認したというような資料で説明するとございません。以上です。
1:23:54	はい。しました。
1:23:58	延長側からこの資料からの確認事項ありますでしょうか。原子力規制庁ナガイです。これ前回の面談でも決定したと思うんですけど、例えば人間系の
1:24:15	これは何をします。パーPIが左から三つ目の段の
1:24:26	No.でいくと 346 番の結果が出ている会社のこの要項のですね、4 項読んで参りたいと思いますね。大分規定する使用前事業者検査の中立性。
1:24:41	注意しなければいけないのは充満、放射線と説明を参考までにお持ちというところで、いくつか確認して改正するという、
1:24:57	ご説明をいただいたかと思うんですけど、これなのこのこのコアのところの説明では今特に発表はないんですけども、ここは予定があるんでしょうか。

1:25:18	連絡を考慮してございます証書があっただけですでしょうか。
1:26:04	モリ工業のクロイシでございます。
1:26:09	今のご指摘でございます許可との整合の 346 番のところ、条文で言いますと保安規定の条文で見ますと、第 13 条の 3、
1:26:21	ということでございますので、
1:26:25	精査基準との整合の資料で言いますと、
1:26:28	12 ページが機器等の検査等ということで 13 番、いずれも
1:26:35	ここでの変更は予定しておりませんところでございます。
1:26:40	で、先ほど検査の検査員の力量に関するものについては、23 条のほうに、
1:26:48	具体的に
1:26:50	締結することを考えてございまして、23 条の平常の、
1:26:55	資料の方、
1:26:58	許可とか整合の資料の方が 15 条の 3 までしかありませんので具体的に現れてきていないんですけれども、
1:27:05	こちらの方は審査基準等の閉合の資料のほうで示させていただいております。具体的には 18 ページになります。
1:27:16	以上です。
1:27:21	原子力規制庁ナガイです。ちょっと今確認をしていますが、もう一つの資料です、審査基準と整合の問題でわかりましたので、今ご説明いただいたようなことは、なんかこの資料ですと、
1:27:38	この要求事項に対して、確認できなかったもので、説明いただいたんですけど。
1:27:45	赤字でこの資料の中では、2 ページ目に四角で文字として赤字丸(ア)附属説明ということで、そういうちょっと説明させていただければ
1:28:01	確認できますので、同じような例がですね。
1:28:06	すでにあるのが 27 ページの 256 ページの
1:28:14	約 256 番の 1/30 平方メートルのイトウの説明もあるので、
1:28:24	何て言ったね。
1:28:26	他のところに対応させてるってということであれば、そういう
1:28:33	説明はわかるようなゆっくりしていただければと思います。これも最終的に補正していただいて太陽光。
1:28:43	見直したときにだけですので、直接附属の説明をすとか、
1:28:55	原子燃料工業クロイシでございます。
1:29:00	ちょっとハッチングといいますか
1:29:04	この辺りを資料の 2 の説明をさせていただいておりませんでしたので、簡単ですけれども

1:29:12	通勤させていただきますと、審査基準の方、
1:29:18	補正のフォント級としておりますんが発生するのは、
1:29:23	評価コード整合の方も同じものをハッチングしているということと、
1:29:29	それから、審査基準の方、青字で説明補足をさせていただいてる部分、青字がすでにあつたので許可のほうがいいのかで赤字にして、この辺りちょっと、
1:29:41	混乱しがちな記載ぶりになっているのかもしれませんが、ここ関連する情報は同じで合わせてございます。
1:29:50	以上でございます。原子力規制庁ナガイです。色遣いの定義は、資料ごとに提示していただければわかるんですけど、この先ほどの
1:30:03	ファイル及び机上については 346 ばいいんで、346 番は、この大きい機器のパイチャートの要件でこういう対応したことで皆さんがどういうふう、
1:30:18	保安規定にしていくてかかっていうことを記載していただくので、共通的には 13 条の番号でいうと、イトウのペーパーが右なんですけど一部分力量に関しては 23 条の 3 項の (2) で、
1:30:34	規定しているということであれば、ここで規定しているという今ご説明いただいたような赤字、
1:30:41	赤字は補足説明なので、チェックだけで結構ですので、
1:30:48	一応不要くださいということで、
1:30:53	原燃エクロイシです。コメント趣旨承知いたしました。ありがとうございます。
1:31:02	規制庁 武田です。
1:31:04	パラ後ろ以降になって、
1:31:10	よろしいでしょうか。
1:31:13	では本店っていう用意しますが、議題としては以上となります。
1:31:24	原子力規制庁の名前出つつ、今提出していただいた資料についてはお伝えした通りなんですけど、最終的に次回の補正して補正するときに、
1:31:37	もう一遍資料ですね、出していただきたいと思って、今回
1:31:52	正確にちょっと
1:32:01	ですね、失礼しました原子力規制庁ナガイ月
1:32:07	今回保安規定の認可申請の認可基準ですね、これがいわゆる今までは災害時に必要十分でないもの。
1:32:23	該当しないことということで、だったんですけど、それが三つの要件で一部予定として、加工事業許可または変更の許可を受けたところによるものということが
1:32:38	原子炉等規制法の 22 項の第 1 号で不明確になってますので、これを受けて、まず今回ですね、
1:32:49	変更の許可を受けようとする状況。

1:32:52	いや、規定内容が許可を受けたところの関連の状況、
1:33:01	と整合していることということの説明の資料を補正のときで結構ですけどあわせて提出してください。
1:33:12	特にマネジメントシステムは、次でありますけど、保安に関する職員であるとか、技術的能力に関する評価の説明と対応とか、
1:33:26	あとはを通しての操作とか、核燃料施設管理から放射性廃棄物と放射性管理ですね。
1:33:36	あとは施設管理に関する状況で変更を申請する状態ですけれども、
1:33:46	後の対応の
1:33:49	整理して、
1:33:51	整合がとれているということを説明した資料っていうか、ください。あと広く結果報告ということで、
1:34:02	で該当しない今回修正代表しないというのであれば、今挙げた項目の中から、
1:34:11	ないものまで、
1:34:13	もう今回顔でそういうところについて、許可の関連する部分と成功しているということ、
1:34:23	制定した資料を通過
1:34:28	様式等についてはですね、特に定めはございませんけれども、封水が今年の8月17日ですね、前面のヒアリング資料として、同じ加工できるだけの
1:34:44	資料ホームページ。
1:34:47	に公開されてますので、この辺を参考にしながら、設置許可等の整合性について説明。
1:34:58	と言って整理した上で説明を
1:35:02	してさ。
1:35:07	原子燃料工業のクロイシでございます。ただいまの資料、それから作成承知いたしました。
1:35:15	1点確認させていただきたいんですけども、今おっしゃっていただきました考課者をヒアリング資料を
1:35:26	見させていただきましたところですね、
1:35:29	明日の記載が補正予定ということでございましたので、現在申請させていただいたものを、に対して補正を考えているものを反映した
1:35:41	今の時点で反映したものでございますけれども、
1:35:44	準備するべきかなというふうに考えているということが一つと。
1:35:49	もう一つ
1:35:51	条文番号がずれ大したことは当然直っていったりとか或いはまた

1:35:58	ダブりの適正化っていうのも多少ありますので、
1:36:02	それも変更については内容が変わらないので、今回の追加の説明資料の中には入れなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。
1:36:13	はい、原子力規制庁ナガイです。
1:36:18	ちょっと私のためなかつたんですけど。
1:36:21	まず、
1:36:23	もしすでにこの 817 が資料を確認されているのであれば、一番左側が変更箇所。
1:36:33	条項番号とか図面番号、
1:36:37	のみの変更は除くということで、非常に横断的にできてますので、いわゆる仕組みの本文について変更申請手続きを一波していただいた上で、
1:36:52	ですね。
1:36:54	ちょっと本文と添付書類の代表性と対応させて、
1:37:00	説明していただくということで、その時の今北一番左側のコアの骨格というのは、補正同寄せ参集の次回補正予定ということで、今日も幾つか確認しましたが、現在ので出してもまた変わっちゃうので、
1:37:18	補正申請がいっぱい、皆さんの方で岩級状況の要件を踏まえたものですね、確認した上で提出していただければ結構ですので、
1:37:32	仮にもその確認の過程で、例えば環境左の大きいのが評価では年 1 回、例えば半年に 1 回と許可でしているのに、保安規定がメインに、
1:37:47	1 回とかなってればそれは許可を踏まえた
1:37:51	認可申請になっていないので、そういうところをよく該当する箇所を確認しつつですね、最終的に認可を受けようとするけども、コアっていわゆる今後補正する予定のもので確認
1:38:07	した結果として、非常に
1:38:09	したりして質問をしてくださいということで、
1:38:16	説明を抗力はしてございます。承知いたしました。
1:38:24	こちらでございます。
1:38:27	いや、本日用意をした議題は一応ありますので、
1:38:36	細かい事業者の方から何かこの確認事項がございませうでしょうか。
1:38:47	現状の報告も加えてございませうが、特にございませう。はい。
1:38:52	それでは本日のみんなこれで終了とさせていただきます。